

№.1 四日市市農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定について（議案第53号）

今回の議案は、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、議会の同意を得て市長が任命する委員の定数を定めるとともに、新設された農地利用最適化推進委員の定数を規定するものですが、今回の制度の改正に対するご意見と共に本市の農業政策全般に対するご意見を広く募集します。

1 制定の背景

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員会の委員が「公選制」から「議会の同意を得て市長が任命する方法」へと改められた。また農業委員会の委員とは別に、現場活動を担うため「農地利用最適化推進委員」が新設された。

これらの改正に伴い、政令で定める基準に従い、農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を条例で定める必要がある。

2 条例の内容

(1) 農業委員会の委員の定数

現行定数38人（公選等）を廃止し、定数を19人とする。

(2) 農地利用最適化推進委員の定数

定数を37人とする。

3 関係規定の整備

(1) 不要となる条例の廃止

- ・四日市市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例
- ・四日市市農業委員会の部会構成員の定数に関する条例
- ・四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例

(2) 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

- ・農地利用最適化推進委員の報酬及び費用弁償の額に関する規定を追加
- ・農業委員会の部会に関する規定を削除

(3) 四日市市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正

- ・農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、条項ずれを整備

4 施行期日

平成29年1月1日

四日市市農業委員会の委員等の定数に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、四日市市農業委員会の委員及び四日市市農地利用最適化推進委員の定数を定めるものとする。

（農業委員会の委員の定数）

第2条 四日市市農業委員会の委員の定数は、19人とする。

（農地利用最適化推進委員の定数）

第3条 四日市市農地利用最適化推進委員の定数は、37人とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に在任する四日市市農業委員会の委員（以下「現に在任する委員」という。）の任期中においては、この条例の規定は適用しない。

（四日市市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例等の廃止）

3 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 四日市市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例（昭和32年四日市市条例第15号）

(2) 四日市市農業委員会の部会構成員の定数に関する条例（昭和32年四日市市条例第16号）

(3) 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例（昭和32年四日市市条例第21号）

（四日市市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例等の廃止に伴う経過措置）

4 現に在任する委員の任期中においては、前項の規定による廃止前の四日市市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例及び四日市市農業委員会の部会構成員の定数に関する条例は、なおその効力を有する。

（四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

5 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年四日市市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正後		
別表（第1条、第2条関係）		
区分	報酬の額	費用弁償の額
（略）		
農業委員会副会長	（略）	
農業委員会委員	同 28,000円	同
農地利用最適化推進委員	同 28,000円	同

(略)
備考 (略)

改正前		
別表 (第1条、第2条関係)		
区分	報酬の額	費用弁償の額
(略)		
農業委員会副会長	(略)	
農業委員会部会長	同 33,300円	同
農業委員会委員(部会に属する委員)	同 28,000円	同
(略)		
備考 (略)		

6 現に在任する委員の任期中においては、前項の規定による改正後の四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は適用せず、改正前の四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

(四日市市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

7 四日市市証人等の実費弁償に関する条例(昭和42年四日市市条例第22号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第207条、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第212条第3項及び農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第35条第4項の規定に基づき、四日市市議会(法第115条の2第2項(法第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定の参考人を除く。)、選挙管理委員会、農業委員会及び公聴会等に出頭又は参加した者(以下「証人等」という。)の要した実費を弁償する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第207条、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第212条第3項及び農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第29条第4項の規定に基づき、四日市市議会(法第115条の2第2項(法第109条第5項において準用する場合を含む。)の規定の参考人を除く。)、選挙管理委員会、農業委員会及び公聴会等に出頭又は参加した者(以下「証人等」という。)の要した実費を弁償する。</p>